

道路占用者提出書類一覧

申請書・届出書	番号	添付書類	備考
道路占用許可申請 ※申請・協議用と許可・回答用の合計2セットご用意ください。 ※必ず、分けて揃えてご提出ください。 ※㊟のマークがあるところは印鑑が必要	申請・協議用 (1セット)	1 占有申請書・許可書・許可条件 ※「占有申請書・許可書・許可条件」タブの1枚目にあるもの	表紙
		2 許可条件 ※「占有申請書・許可書・許可条件」タブの2枚目にあるもの	
		3 案内図	場所が特定できるもの
		4 現況写真	ネット上の写真等は不可 占用位置が分かるよう表示願います。
		5 各種図面(平面図・断面図・構造図等)	
		6 舗装構造図及び構造図(道路付属物)	
		7 工事競合調整調書	
		8 議事録	事前協議等をした場合のみ
		9 その他必要な書類	
	許可・回答用 (1セット)	1 道路占用許可・回答書 ※「占有申請書・許可書・許可条件」タブの3枚目にあるもの	表紙
		2 許可条件 ※「占有申請書・許可書・許可条件」タブの4枚目にあるもの	
		3 案内図	場所が特定できるもの
		4 現況写真	ネット上の写真等は不可 占用位置が分かるよう表示願います。
		5 各種図面(平面図・断面図・構造図等)	
		6 舗装構造図及び構造図(道路付属物)	※上記申請用と同じ書類を添付してください。
		7 工事競合調整調書	
		8 議事録	事前協議等をした場合のみ
		9 その他必要な書類	
工事着手届 ※工事着手前に御提出ください。 ※不足書類がある場合は受理できません。	1	着手届	
	2	占有許可書(写)	鏡のみ
	3	案内図	
	4	工事規制図	施工帯図
	5	工事のお知らせ(ビラ)	
	6	道路使用許可証(写)	鏡のみ
	7	その他必要な書類	
工事完了届 ※工事完了後1か月以内に御提出ください。	1	完了届	
	2	占有許可書(写)	鏡のみ
	3	案内図	
	4	工事写真	別に定めるとおり
	5	その他必要な書類	

注意事項

- 各申請書及び届出書については上記書類を添付してください。
- 申請をいただいてから許可・回答までに7営業日前後かかりますので、余裕をもってご申請ください。
- 訂正する場合は、訂正箇所にて二重線を引き、訂正印を押印してください(修正液等使用不可)。
- 申請について、ご不明な点等がありましたら事前にご相談ください。

道路占用 [許可申請 協議] 書

調布市長 宛

[新規]	更新	変更	許可番号	調都道占発第	号
			許可日	年	月

申請日 令和 年 月 日

住所

氏名

担当者

TEL

道路法 [第32条] の規定により [許可を申請 協議] します。

受付番号第 号

占用の目的					
占用場所	路線名	市道 号線		[車道] ・ 歩道 ・ その他	
	場所	調布市	丁目	番地	先から先まで
占用物件	名称		規模		数量
占用の期間	年	月	日から	日間	占用物件の構造
工事の期間	年	月	日から	日間	工事实施の方法
道路の復旧方法				添付書類	案内図・現況写真・平面図・断面図 構造図・競合調書・その他
備考	工事施行者	住所:		電話番号:	
	道路調整会議提案工事	会社名:	事業者番号:	調整番号:	

記載事項

- [許可申請 協議], [第32条 第35条] 及び [許可を申請 協議] については、該当するものを○で囲むこと。
- [新規] [更新] [変更] については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事業者の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

年	月	日	E
係	係長	課長補佐	課長

本申請について、許可してよろしいか。 調都道占発第 号

占用料	有・無	減免: 有・無
		円
監督事務費	有・無	
		円

基準点			

公印	公印

管理番号

許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占有物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占有物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占有工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占有工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占有規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占有期間が満了するとき又は占有物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会いのうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占有物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占有料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占有料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占有料は、道路管理上占有許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占有期間が満了した場合において、引き続き占有しようとするときは、あらかじめ道路占有許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占有等(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占有規則その他関係法令を遵守すること。

第2号様式(第8条関係)

道路占用 [許 可] 書
[回 答]

住所

新規	更新	変更	許可番号	調都道占発第	号
			許可日	年	月

氏名

様

調都道占発第	号
令和	年
	月
	日

年 月 日付で [申 請] のあった道路占用については、
協 議

道路法 [第32条] の規定により [許 可] する。
第35条 回 答

調布市長 長 友 貴 樹 [印]

占用の目的						
占用場所	路線名	市道 号線			[車道] ・ 歩道 ・ その他	
	場 所	調布市		丁目	番地	先から
占用物件	名 称		規 模		数 量	
占用の期間	年	月	日から	日間	占用物件	の構造
	年	月	日まで			
工事の期間	年	月	日から	日間	工事实施	の方法
	年	月	日まで			
道路の復旧方法				添付書類	案内図・現況写真・平面図・断面図 構造図・競合調書・その他	
占用料	延長	幅	面積	個数	期間	総額
	m	m	m ²		箇月	円
(算 定)						
備 考	工事施行者		住所:			
			会社			
		担当				
		電話番号:				
道路調整会議提案工事		事業者番号:		調整番号:		

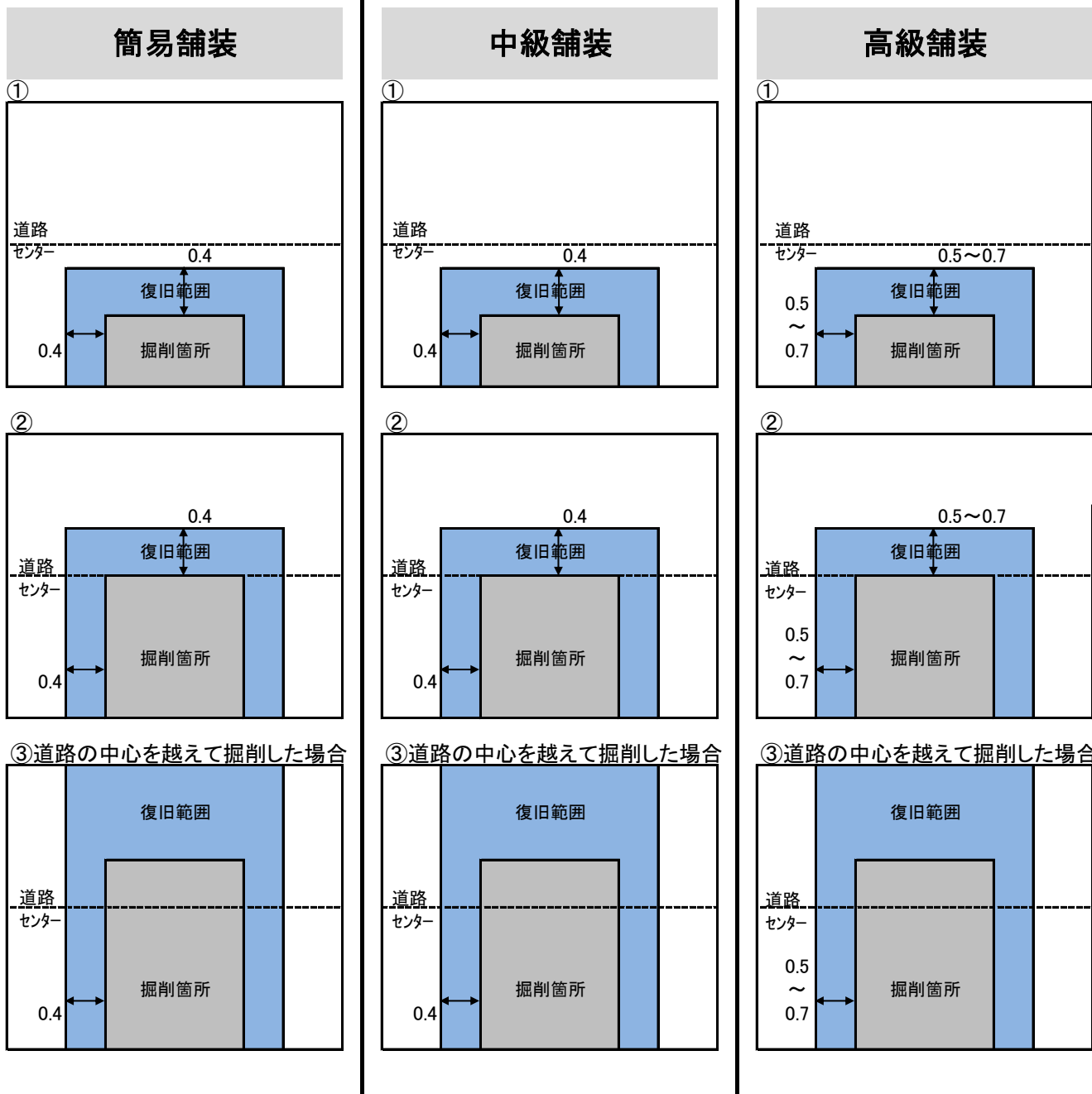
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

管理番号

許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占有物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占有物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占有工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占有工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枡、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占有規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占有期間が満了するとき又は占有物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会いのうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占有物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占有料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占有料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占有料は、道路管理上占有許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占有期間が満了した場合において、引き続き占有しようとするときは、あらかじめ道路占有許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占有等(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占有規則その他関係法令を遵守すること。

1車線道路の場合

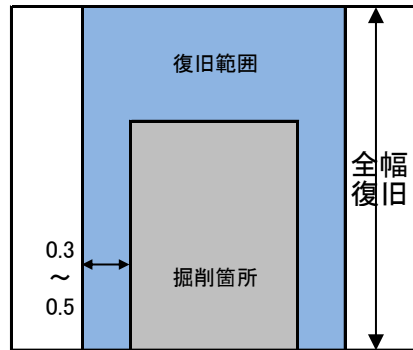


特記事項

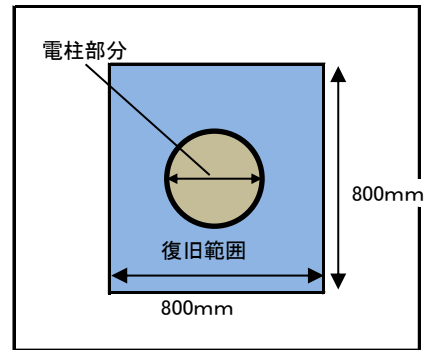
- ・③について道路センターを越えて工事を行った場合は、全幅復旧とする。道路切断痕等が道路センターを越えていても全幅復旧となるので注意すること。
- ・掘削規制中の道路については、掘削及び復旧範囲について道路管理者と協議のこと。
なお、申請に当たっては、協議書を添付すること。
- ・中級舗装以上の構造については、原則市職員と現地立会のうえ復旧を行うこと。
- ・歩道は原則全幅復旧とする。
- ・道路復旧後の道路損傷等における瑕疵期間について、原因の有無に関わらず以下の期間とする。
高級舗装及び中級舗装は12箇月、簡易舗装、砂利・碎石舗装及び歩道は6箇月。
- ・復旧範囲は上記及び裏面を標準とするが、詳細は道路管理者の指示によるものとする。

構造別復旧範囲一覧(基本例)

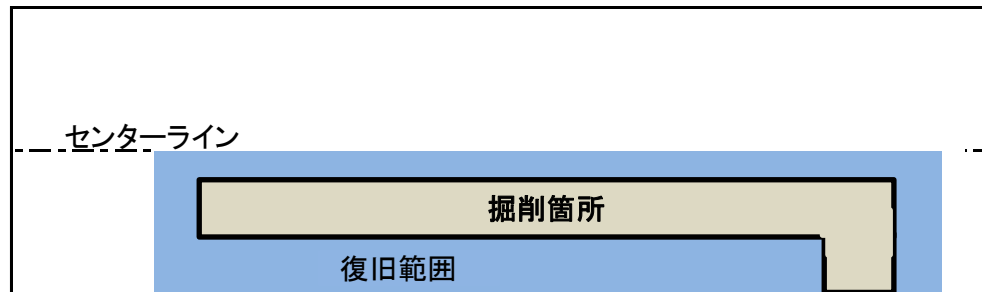
歩道の場合



電柱占用の場合

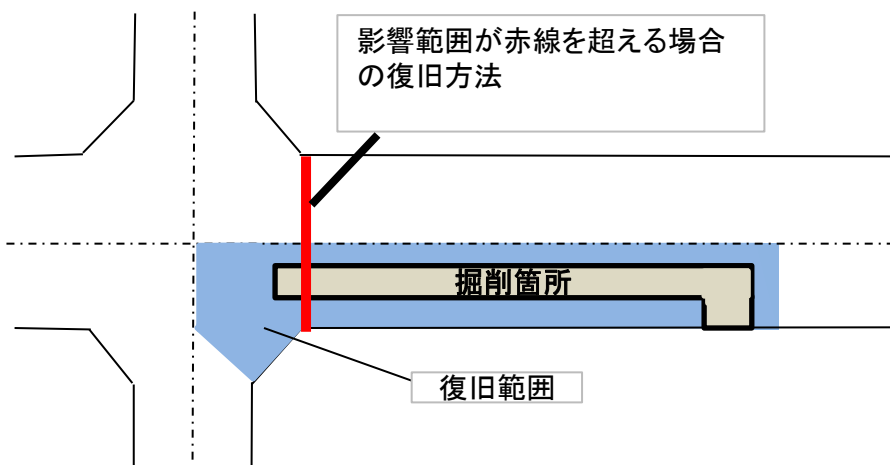


2車線道路の場合(簡易舗装, 中級舗装, 高級舗装共通)



※横断方向の掘削部分が道路中心を越える時は全幅復旧・越えなければ半幅復旧とすること。
 ※車輪の両輪が、舗装の継ぎ目に同時に乗らないように、復旧範囲の両端については、斜めに復旧すること。
 ⇒車両通行時の振動低減や舗装の損傷軽減の効果があるため。
 ※影響範囲がセンターラインを越える時は、センターラインまでを復旧範囲とすること。

交差点部分(一例)



※車輪の両輪が、舗装の継ぎ目に同時に乗らないように、復旧範囲の両端については、斜めに復旧すること。
 ⇒車両通行時の振動低減や舗装の損傷軽減の効果があるため。

《舗装構造図 1》 車道舗装(アスファルト・コンクリート)

図1 高級舗装(70)

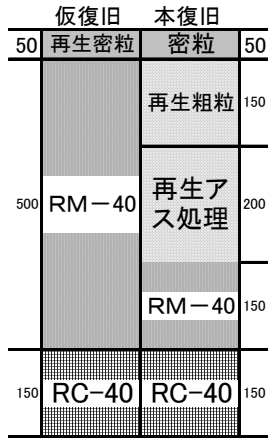


図2 高級舗装(65)

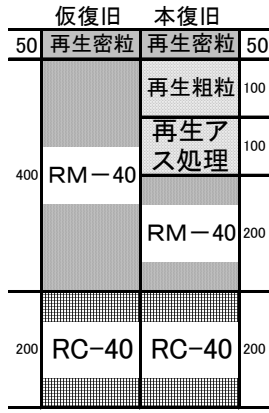
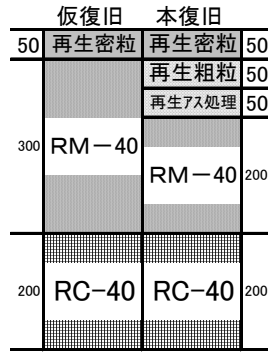


図3 高級舗装(55)



●舗装復旧対応
 ・築造時期、箇所により舗装構造が異なる為、掘削時の現状どおりの復旧とする。構造図と現況に相違があった場合は必ず連絡すること。

●乳材対応
 ・路盤(RM)上にはプライムコート、基層上(粗粒・アス処理)にはタックコートを使用し、透水性の歩道舗装には乳材の使用を不可とする。

●路盤対応
 ・路盤の敷均しに当たり、材料の分離に注意し下層路盤については1層の仕上がり厚さが20cmを超えないように、上層路盤については1層の仕上がり厚さが15cmを超えないように均一に敷均すこと。

図4 中級舗装(40)

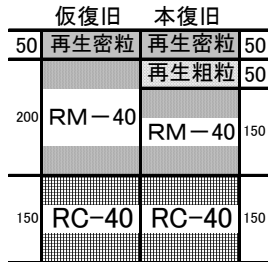


図5 簡易舗装(40)

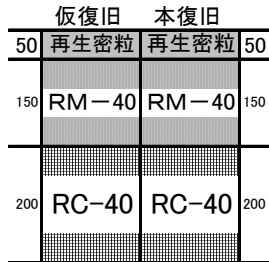


図6-1 コンクリート舗装(40)

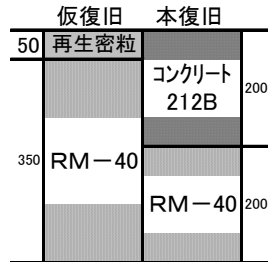
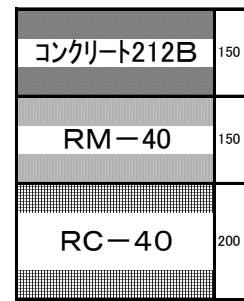


図6-2 コンクリート舗装(50)



《舗装構造図 2》 歩道舗装(アスファルト・コンクリート)

■歩道一般部(透水性舗装)

図7-1 歩道舗装(19)

(透水性、歩行者・自転車用)

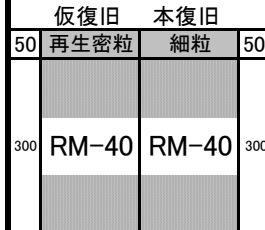


・プライムコートは設けない

■歩道乗入部(非透水性舗装)

図7-2 歩道舗装(35)

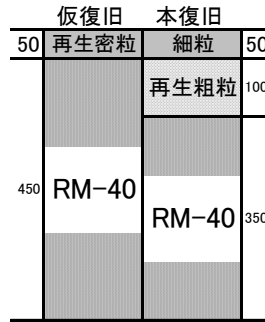
(A~C型)



※ 切下げ延長 3.03m~5.45mまで

図7-3 歩道舗装(50)

(D型)



※ 切下げ延長 5.45m超~7.27mまで

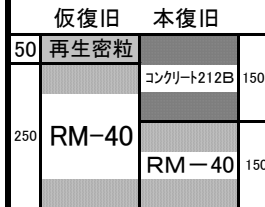
項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

※ 切下げ延長7.27mを超えた場合は別途協議とする。

■歩道乗入部(コンクリート舗装)

図8-1 歩道舗装(30)

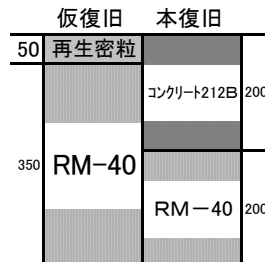
(A~C型)



※ 切下げ延長 3.03m~5.45mまで

図8-2 歩道舗装(40)

(D型)



※ 切下げ延長 5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

※ 切下げ延長7.27mを超えた場合は別途協議とする。

《舗装構造図 3》 歩道舗装(インターロッキング)

■ 歩道一般部(透水性舗装)

インターロッキングブロック
図9-1 歩道舗装(23)
 (透水性, 歩行者・自転車用)

60	透水性インターロッキングブロック
20	敷砂
	透水性シート
100	RC-30
50	遮断層用砂(フィルター層)

■ 歩道一般部(非透水性舗装)

インターロッキングブロック
図9-3 歩道舗装(18)
 (透水性, 歩行者・自転車用)

60	普通インターロッキングブロック
20	敷砂
100	RC-30

■ 歩道乗入部(非透水性舗装)

インターロッキングブロック
図9-4 歩道舗装(30)
 (A~C型)

80	普通インターロッキングブロック
20	敷砂
100	RM-40
100	RC-40

※ 切下げ延長
3.03m~5.45mまで

インターロッキングブロック
図9-5 歩道舗装(35)
 (D型)

80	普通インターロッキングブロック
20	敷砂
100	RM-40
150	RC-40

※ 切下げ延長
5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

※ 切下げ延長7.27mを超えた場合は別途協議とする。

※ この図に無い特殊な構造もありますのでご注意ください。

※ 築造時期, 箇所により舗装構造が異なる場合があるため, 掘削時の現状復旧の場合があります。

工事競合調整調書

各企業・事業者の施工について、調査・調整をした結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記

1 調査年月日	令和	年	月	日	
2 工事箇所	調布市		丁目	番地	先
3 件名					
4 競合	申し込み		確認先企業(申込の有無に関わらず記入)		
水道	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	
下水	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	
電力	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	
電話	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	
ガス(本管)	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	
ガス(引込)	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	
その他 (<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無	会社名 担当 TEL	

会社名	:		
本復旧は	担当	:	が行います。
	TEL	:	

- 万が一、上記会社が施工していなかった際は、理由の如何にかかわらず、当社が責任をもって施工(本復旧)いたします。
- 調査・調整に起因し、付近で競合工事があった(ある)と認められる場合は、自社の復旧範囲にかかわらず、早急に当該業者・道路管理者と調整し、(再)復旧いたします。

施工者(誓約者)

住所

氏名

担当者

TEL

工事着手届

調布市長 様

占有者
住所
氏名

--

許可番号 調都道占発第 号 (管理番号)

をもって許可がありました工事に着手するので、関係書類を添えてお届けします。

占有の目的			
工事場所	調布市	丁目	番地
着手年月日	令和	年	月 日
添付書類	①道路占有許可書(表紙の写) ②案内図 ③工事規制図 ④工事のお知らせ ⑤道路使用許可証(表紙の写) ⑥その他		
工事施行者	住所		
	氏名 (会社名)		
	担当者		
	電話		
備考			

年 月 日				E
係	係長	課長補佐	課長	
	占有係長	副主幹		

このことについて、報告します。

<工事完了届>

調布市長 様

占有者
住所
氏名

許可番号 調都道占発第 号 (管理番号)

をもって許可がありました工事が完了したので、関係書類を添えてお届けします。

占用の目的				
工事場所	調布市		丁目	番地
工事完了日	令和	年	月	日
道路の復旧方法	<input type="checkbox"/> 本復旧			
	<input type="checkbox"/> 仮復旧	⇒ 本復旧 施工業者	住所	
			氏名	
			担当者	
			電話	
添付書類	①道路占用許可書(表紙の写) ②案内図 ③工事写真 ④その他			
工事施行者	住所			
	氏名 (会社名)			
	担当者			
	電話			
備考				

年 月 日				E
係	係長	課長補佐	課長	
	占有係長	副主幹		

このことについて、報告します。

写真撮影基準

工種名	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景・代表部分 (取付管・給水管等については掘削箇所毎に1箇所)	着手前	着手前1回
完成	全景・代表部分 (取付管・給水管等については掘削箇所毎に1箇所)	完成後	施工完了後1回
取付管 給水管等	本管等への取付状況 (埋め戻し等の厚さ管理)	施工後	施工箇所毎
集水樹工 汚水樹工	施工状況 基準高 (床付け丁張からの下がり)	施工中 施工後	1箇所毎
街きよ工 境石工	施工状況 基準高 (床付け丁張からの下がり)幅, 高さ, 厚さ	施工中 施工後	100mに1箇所 100m以下1施工箇所に2箇所
歩道止石工	施工状況 基準高 (床付け丁張からの下がり)幅, 高さ, 厚さ	施工中 施工後	巻込み毎に1箇所
L形側溝工	施工状況 基準高 (床付け丁張からの下がり)幅, 高さ, 厚さ	施工中 施工後	100mに1箇所 100m以下1施工箇所に2箇所
植樹帯工	施工状況(基礎幅, 高さ)	施工中 施工後	100mに1箇所 100m以下1施工箇所に2箇所
路盤工	床付け整正状況	整正後	1箇所毎 施工箇所に1回
	敷均し 転圧状況	施工中	1箇所毎 施工箇所に1回
	厚さ(床付け丁張からの下がり) 幅	整正後	各層毎
タックコート及び プライムコート	施工状況	施工中 施工後	各層毎
アスファルト合材	施工状況	施工中 施工後	各層毎
	厚さ(床付け丁張からの下がり)	整正後	

※ 掘削に伴う埋め戻しに関しては、全て厚さ管理を行い、転圧状況を写真にて提出すること。

※ 上記以外の構造物等がある場合は、施工前に道路管理者と協議のこと。

※ 撮影頻度、枚数については上記基準を基本とするが、道路管理者の指示に従い増減できるものとする。

道路占用 [許可申請 協議] 書

記入例

調布市長 宛

新 規	更 新	変 更	許可番号 許可日	調都道占発第 年 月 日	号
--------	--------	--------	-------------	-----------------	---

申請日 令和 8 年 3 月 1 日

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎
担当者 施設管理係 調布 次郎
TEL 042-481-0000

道路法 [第32条] の規定により [許可を申請 協議] します。

受付番号第 号

占用の目的	建築に伴う公共汚水柵及び取付管の設置工事				
占用場所	路線名	市道 E198 号線			車道・歩道・その他
	場所	調布市 東つつじヶ丘	1 丁目 2 丁目	番地 ○	先から先まで
占用物件	名称	公共汚水柵 取付管		規模	数量
				φ 350*800 φ 150mm	1基 2.0m*1箇所
占用の期間	12 年 3 月 31 日まで	許可日から	日間	占用物件の構造	L形公共汚水柵 φ 150VU
工事の期間	9 年 3 月 31 日まで	許可日から			開削
道路の復旧方法	本復旧又は仮復旧を			写真・平面図・断面図 構造図・観合調書・その他	
備考	工事施行者	住所: 調布市小島町1-1-1 会社名: 株式会社 調布建設 担当者: 調布 三郎			電話番号: 042-481-0000
	道路調整会議提案工事	事業者番号:	調整番号:		

許可日でも可

上下水道ガス電気等の占用期間は12年3月31日とご記入ください。

記載事項

- [許可申請 協議], [第32条 第35条] 及び [許可を申請 協議] については、該当するものを○で囲むこと。
- [新 更 変] については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事業者の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

年	月	日	E
係	係長	課長補佐	課長

本申請について、許可してよろしいか。 調都道占発第 号

占用料	有・無	減免: 有・無
監督事務費	有・無	円

基準点			
-----	--	--	--

公印	公印
----	----

--

管理番号

許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占用物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占用物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占用工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占用工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占用規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占用期間が満了するとき又は占用物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会のうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占用物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占用料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占用料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占用料は、道路管理上占用許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占用期間が満了した場合において、引き続き占用しようとするときは、あらかじめ道路占用許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占用等(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占用規則その他関係法令を遵守すること。

第2号様式(第8条関係)

道路占用 [許可] 書
[回答]

住所 調布市小島町2-35-1

新規	更新	変更	許可番号	調都道占発第	号
			許可日	年 月 日	

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

調都道占発第 号
令和 年 月 日

様

年 月 日付で [申請] のあった道路占用については、
協議

道路法 [第32条] の規定により [許可]
[第35条] 回答

調布市長 長 友 貴 樹 [印]

占用の目的	建築に伴う公共污水柵及び取付管の設置工事					
占用場所	路線名	市道 E198 号線			[車道] ・ 歩道 ・ その他	
	場所	調布市 東つづじヶ丘 1 丁目 2 丁目			番地	○ 先から 先まで
占用物件	名称		規模		数量	
	公共污水柵 取付管		φ 350*800 φ 150mm		1基 2.0m*1箇所	
占用の期間	年 月 許可 日から 12 年 3 月 31 日まで		日間	占用物件 の構造	L形公共污水柵 φ 150VU	
工事の期間	年 月 許可 日から 9 年 3 月 31 日まで		日間	工事实施 の方法	開削	
道路の 復旧方法	本復旧又は仮復旧 を記入			添付書類	案内図・現況写真・平面図・断面図 構造図・競合調書・その他	
占用料	延長	幅	面積	個数	期間	総額
	m	m	m ²		箇月	円
備考	(算定)					
備考	工事施行者	住所: 調布市小島町1-1-1				
		会社 株式会社 調布建設				
		担当 調布 三郎				電話番号: 042-481-0000
	道路調整会議提案工事				事業者番号:	調整番号:

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

管理番号

許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占有物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占有物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占有工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占有工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枡、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占有規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占有期間が満了するとき又は占有物件を撤去するとき、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会のうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占有物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占有料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占有料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占有料は、道路管理上占有許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占有期間が満了した場合において、引き続き占有しようとするときは、あらかじめ道路占有許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占有等(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占有規則その他関係法令を遵守すること。

工事競合調整調書

各企業・事業者の施工について、調査・調整をした結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記入例

記

1 調査年月日	令和 6 年 2 月 1 日
2 工事箇所	調布市 東つつじヶ丘 1 丁目 2 番地 ○ 先
3 件名	建築に伴う公共汚水柵及び取付管の設置工事
4 競合	申し込み 確認先企業(申込の有無に関わらず記入)
水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 会社名 株式会社 調布建設 担当 調布 三郎 TEL 042-481-0000
下水	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 会社名 株式会社 調布建設 担当 調布 三郎 TEL 042-481-0000
電力	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 会社名 株式会社 調布電力 担当 調布 四郎 TEL 042-481-0000
電話	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 会社名 株式会社 調布電話 担当 調布 五郎 TEL 042-481-0000
ガス(本管)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 会社名 調布ガス株式会社 担当 調布 一郎 TEL 042-481-0000
ガス(引込)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 会社名 調布ガス株式会社 担当 調布 一郎 TEL 042-481-0000
その他 (自費工事)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 会社名 株式会社 調布工事 担当 調布 工事郎 TEL 042-481-0000

本復旧は	会社名 : 株式会社 調布建設 担当 : 調布 三郎 TEL : 042-481-0000	が行います。
------	---	--------

■ 万が一、上記会社が施工していなかった際は、理由の如何にかかわらず、当社が責任をもって施工(本復旧)いたします。

■ 調査・調整に起因し、付近で競合工事があった(ある)と認められる場合は、自社の復旧範囲にかかわらず、早急に当該業者・道路管理者と調整し、(再)復旧いたします。

施工者(誓約者)

住所 調布市小島町1-1-1

氏名 株式会社 調布建設

代表取締役社長 調布 太郎

担当者 調布 三郎

TEL 042-481-0000

記入例

工事着手届

調布市長 様

占有者 住所 調布市小島町2-35-1
氏名 調布市環境部下水道株式会社
代表取締役社長 調布太郎

許可番号 調都道占発第 1234 号 (管理番号 D123)

をもって許可がありました工事に着手するので、関係書類を添えてお届けします。

占用の目的	建築に伴う公共汚水柵及び取付管の設置工事		
工事場所	調布市	東つつじヶ丘 1 丁目 1 番地 1	
着手年月日	令和 年 4 月 23 日		
添付書類	①道路占用許可書(表紙の写) ②案内図 ③工事規制図 ④工事のお知らせ ⑤道路使用許可証(表紙の写) ⑥その他		
工事施行者	住所	調布市小島町1-1-1	
	氏名 (会社名)	株式会社 調布建設	
	担当者	調布 二郎	
	電話	042-481-0000	
備考			

年 月 日				E
係	係長	課長補佐	課長	

このことについて、報告します。

記入例

<工事完了届>

調布市長 様

占有者 住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道株式会社
代表取締役社長 調布太郎

許可番号 ● 調都道占発第 1234 号 (管理番号 D123)

をもって許可がありました工事が完了したので、関係書類を添えてお届けします。

占用の目的	建築に伴う公共汚水柵及び取付管の設置工事		
工事場所	調布市	東つつじヶ丘	1 丁目 1 番地 1
工事完了日	令和 ● 年 4 月 30 日		
道路の 復旧方法	<input type="checkbox"/> 本復旧		
	<input checked="" type="checkbox"/> 仮復旧	⇒ 本復旧 施工業者	住所 調布市小島町1-2-3
			氏名 調布ガス株式会社
			担当者 調布 一郎
		電話 042-481-●●●●	
添付書類	①道路占用許可書(表紙の写) ②案内図 ③工事写真 ④その他		
工事施行者	住所	調布市小島町1-1-1	
	氏名 (会社名)	株式会社 調布建設	
	担当者	調布 二郎	
	電話	042-481-0000	
備考	(申請)取付管2.0m*1箇所 ⇒(実績)取付管2.1m*1箇所		

年	月	日	E
係	係長	課長補佐	

このことについて、報告します。